

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	法第3条ただし書の確認に係る土地における土壌汚染状況調査の実施及びその結果を報告すべき旨の命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第3条第8項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	1 処分の要件 第3条第1項のただし書の確認に係る土地の所有者等が、第3条第7項の届出を行ったとき。 2 処分の内容 当該土地の所有者等に対し、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について指定調査機関により調査させて、その結果を報告する。
	参 考 事 項	施行規則第21条の5
	設 定 等 年 月 日	令和3年2月12日設定 (令和3年4月1日最終変更)